遺族補償年金支給請求書の書き方

〔注意〕
③の死亡労働者の所属事業場名称・所在地欄には、死亡労働者の直接所属する事業場が一括適用の取扱いをしている支店、工場、工事現場等の場合に記入して下さい。

様式第12号（表面）★(2)

労働者災害補償保険

遺族補償年金支給請求書
遺族特別支給金
遺族特別年金　支給申請書

（年金証書提出）

① 労働保険番号
府県 所轄 管轄 基幹番号 枝番号
★(9)

★(3) ② 年金証書の番号
管轄局 種別 西暦年 番号 枝番号

③ 死亡労働者の
フリガナ
氏名 （男・女）
生年月日 年 月 日（ 歳）
職種
所属事業所名称・所在地 ★(4)

④ 負傷又は発病年月日
★(9) 年 月 日
午前 午後 時 分頃

⑤ 死亡年月日
年 月 日

⑥ 災害の原因及び発生状況
★(5)
★(9)

⑦ 平均賃金
★(6) 円 銭

⑧ 特別給与の総額（年額）
★(7) 円

★(10)
★(8)

⑨ 厚生年金等の受給関係
㋑死亡労働者の被保険者証等の記号番号
㋺死亡労働者の被保険者資格の取得年月日 年 月 日
㋩当該死亡に関して支給される年金の種類
厚生年金保険法の イ遺族年金 ロ遺族厚生年金
国民年金法の イ母子年金 ロ準母子年金 ハ遺児年金 ニ寡婦年金 ホ遺族基礎年金
船員保険法の遺族年金
支給される年金の額 円
支給されることとなった年月日 年 月 日
年金証書の記号番号
所轄社会保険事務所等

③の者については、④、⑥から⑧まで並びに⑨の㋑及び㋺に記載したとおりであることを証明します。

年 月 日

事業の名称
電話番号 局 番
郵便番号
事業場の所在地
事業主の氏名 ㊞
（法人その他の団体であるときはその名称及び代表者の氏名）

〔注意〕⑨の㋑及び㋺については、③の者が厚生年金保険の被保険者である場合に限り証明すること。

⑩ 請求人

氏名 フリガナ	生年月日	住所 フリガナ	死亡労働者との関係	障害の有無	請求人（申請人）の代表者を選任しないときは、その理由
	・ ・			ある・ない	
	・ ・			ある・ない	
	・ ・			ある・ない	
	・ ・			ある・ない	

⑪ 請求人（申請人）以外の遺族補償年金を受けることができる遺族

氏名 フリガナ	生年月日	住所 フリガナ	死亡労働者との関係	障害の有無	請求人（申請人）と生計を同じくしているか
	・ ・			ある・ない	いる・いない
	・ ・			ある・ない	いる・いない
	・ ・			ある・ない	いる・いない
	・ ・			ある・ない	いる・いない

⑫ 添付する書類その他の資料名

⑬ 年金の払渡しを受けることを希望する金融機関又は郵便局 ★(14)

金融機関
名称
※金融機関店舗コード
銀行・金庫 農協・漁協・信組 本店 支店 支所
預金通帳の記号番号 第 号

郵便局
フリガナ
名称
※郵便局コード
郵便局
所在地 都道府県 市郡区
郵便貯金通帳の記号番号 第 号

上記により 遺族補償年金 遺族特別支給金 遺族特別年金 の支給を申請します。

年 月 日

郵便番号 電話番号 局 番
請求人 住所
申請人の（代表者） 氏名 ㊞

労働基準監督署長 殿 ★(15)

特別支給金について口座振込を希望する銀行等の名称	預金の種類及び口座番号
銀行・金庫 農協・漁協・信組 本店 支店 支所	普通・当座 第 号 名義人

（物品番号 6312）7.6

（１）※印欄には記入しない。

（２）通勤災害の場合は様式第16号の8を使用する。

（３）②には、死亡労働者の傷病補償年金に係る年金証書の番号を記入する。

（４）④の死亡労働者の所属事業場名称・所在地欄には、死亡労働者の直接所属する事業場が一括適用の取扱いをしている支店、工場、工事現場等の場合に記入する。

（５）⑥には、どのような場所で、どのような作業をしているときに、どのような物で又はそのような状況において、どのようにして災害が発生したかを簡明に記入する。

（６）平均賃金の算定基礎期間中に業務外の傷病の療養のため休業した期間が含まれている場合に、当該平均賃金に相当する額がその期間の日数及びその期間中の賃金を業務上の傷病の療養のため休業した期間の日数及びその期間中の賃金とみなして算定した平均賃金に相当する額に満たないときは、当該みなして算定した平均賃金に相当する額を⑦に記入する。

（７）⑧には、負傷又は発病の日以前１年間（雇入後１年に満たない者については、雇入後の期間）に支払われた労働基準法第12条第４項の３箇月を超える期間ごとに支払われる賃金の総額を記入する。

（８）⑦の平均賃金の算定内訳及び⑧の特別給与の総額（年額）の算定内訳を別紙（様式第8号の別紙を使用すること。）を付して記入する。ただし、すでに提出されている場合は不要。

（９）死亡労働者が傷病補償年金を受けている場合には、①、④及び⑥には記入不要。

（10）死亡労働者が特別加入者であった場合には、
1）⑦には、その者の給付基礎日額を記入する。
2）⑧には、記入不要。

（11）この請求書（申請書）には、次の書類を添付する。
1）死亡労働者の死亡診断書、死体検案書又は検視調書の写しその他労働者の死亡事実及び死亡の年月日を証明することができる書類。
2）請求人（申請人）及び請求人（申請人）以外の遺族補償年金を受けることができる遺族と死亡労働者との身分関係を証明することができる戸籍の謄本又は抄本（請求人（申請人）又は請求人（申請人）以外の遺族補償年金を受けることができる遺族が死亡労働者と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあったものであるときはその事実を証明することができる書類）
3）請求人（申請人）及び請求人（申請人）以外の遺族補償年金を受けることができる遺族（労働者の死亡当時胎児であった子は除く。）が死亡労働者の収入によって生計を維持してたことを証明することができる書類。
4）請求人（申請人）及び請求人（申請人）以外の遺族補償年金を受けることができる遺族のうち労働者の死亡の時から引き続き障害の状態にある者については、その事実を証明することができる医師又は歯科医師の診断書その他の資料。
5）請求人（申請人）以外の遺族補償年金を受けることができる遺族のうち、請求人（申請人）と生計を同じくしている者については、その事実を証明することができる書類。
6）障害の状態にある妻にあっては、労働者の死亡の時以後障害のの状態にあったこと及びその障害の状態が生じ、又はその事情がなくなった時を証明することができる医師又は歯科医師の診断書その他の資料。

（12）⑩から⑫までに記載することができない場合には、別紙を付して所要の事項を記入する。

（13）死亡労働者が特別加入者であった場合には、④及び⑥の事項を証明することができる書類などを添付する。

（14）遺族補償年金の支給を受ける際、金融機関で受け取る場合は「金融期間」欄に記入する。郵便局で受け取る場合は「郵便局」欄に記入する。

（15）請求人が２人以上ある場合において代表者を選任しないときは、⑩の最初の請求人について記入し、その他の請求人については別紙を付して所要の事項を記入する。